

議 案

第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

第2回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件 名	提案者
3	専決処分事項の承認について 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第8号）	専決第1号 市 長
4	令和5年度玉名市一般会計補正予算（第9号）	市 長
5	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	市 長
6	令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市 長
7	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	市 長
8	令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）	市 長
9	令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）	市 長
10	令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	市 長
11	令和5年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	市 長
12	令和6年度玉名市一般会計予算	市 長
13	令和6年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算	市 長
14	令和6年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算	市 長
15	令和6年度玉名市介護保険事業特別会計予算	市 長
16	令和6年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算	市 長
17	令和6年度玉名市水道事業会計予算	市 長
18	令和6年度玉名市公共下水道事業会計予算	市 長
19	令和6年度玉名市農業集落排水事業会計予算	市 長
20	玉名市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
21	玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
22	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長

2 3	玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 4	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 5	玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 6	玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例を廃止する条例の制定について	市 長
2 7	玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 8	玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 9	玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 0	玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 1	玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 2	玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 3	玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 4	玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 5	玉名市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 6	玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 7	玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 8	玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 9	玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
4 0	玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
4 1	玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
4 2	玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
4 3	熊本広域行政不服審査会の共同設置について	市 長
4 4	工事請負契約の締結について	市 長

4 5	財産の処分について	市 長
-----	-----------	-----

議第 3 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 1 号

専決処分書

令和 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 2 日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

玉名市行政不服審査法施行条例（平成 28 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 1 条第 1 項の規定に基づき設置する機関の組織及び運営その他法」を削る。

第 3 条から第 11 条までを削る。

第 12 条第 4 項を次のように改め、同条を第 3 条とする。

4 審理員専門職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 13 条第 1 項中「この条及び次条」を「この条から第 6 条まで」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の減免）

第 5 条 審理員（法第 9 条第 1 項ただし書の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第 14 条中「審査請求人又は参加人」を「審査請求人等」に改め、「同条第 4 項の

規定により納付しなければならない」を削り、同条を第6条とする。

第15条の見出しを「(法第81条第1項の機関による交付等に係る準用)」に改め、同条中「前2条」を「前3条」に改め、「交付」の次に「に係る手数料及び送付による交付」を加え、「第13条」を「第4条第1項」に、「以下この条及び次条において」を「第5条第1項中「審理員（法第9条第1項ただし書の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁。次項において同じ。））」に、「以下」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により共同して設置する法第81条第1項の機関（次項において「共同設置機関」という。））」に、「前条」を「同項中「法第38条第1項」とあるのは「同条第3項において準用する法第78条第1項」と、同条第2項及び前条」に、「同条第4項の規定により納付しなければならない手数料」を「法第38条第1項」に、「手数料」を「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、第5条第2項中「審理員」とあるのは「共同設置機関」に、「対象書面等」を「前条中「対象書面等」に改め、同条を第7条とし、第16条を第8条とする。

第17条中「第9条（第12条第4項において準用する場合を含む。）」を「第3条第4項」に改め、同条を第9条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 玉名市行政不服審査会を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第 2 1 号

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例

玉名市監査委員条例（平成 1 7 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 22 号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市障害者計画等策定委員会の項の次に次のように加える。

玉 名 市 自 殺 対 策 計 画 策 定 委 員 会	(1) 玉名市自 殺対策計画 の策定に関 すること。	審議	12人 以内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 関係する 機関及び団 体の代表者 (3) その他市 長が適当と 認める者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
--------------------------------------	-------------------------------------	----	-----------	--	---

別表市長の部玉名市都市再生整備計画事業評価委員会の項の次に次のように加える。

玉 名 市 ま ち な か 未 来 デ ザ イ ン 協 議 会	(1) グランド デザイン等 の策定及び 取組に関す ること。 (2) 都市再生 推進法人の 指定に関す ること。	審査及 び審議	30人 以内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 地域の代 表者 (3) 関係する 機関及び団 体の代表者 (4) その他市 長が適当と	2年
--	---	------------	-----------	--	----

	(3) その他グランドデザインに関し市長が必要と認める事項に関する こと。			認める者	
--	--	--	--	------	--

別表教育委員会の部玉名市スクールバス運行検討委員会の項を削り、同部玉名市学校給食食物アレルギー対応委員会の項の次に次のように加える。

玉名市学校給食施設在り方検討委員会	(1) 学校給食施設の整備に関する こと。 (2) その他学校給食施設の在り方に関し教育委員会が必要と認める事項に関する こと。	審議	15人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 児童又は生徒の保護者の代表者 (3) 小中学校の校長 (4) 小中学校の栄養教諭 (5) その他教育委員会が 適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
-------------------	---	----	-----------	---	---------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 玉名市自殺対策計画策定委員会等を設置する等のため、条例の整備を図るものである。

議第 23 号

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 6 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 2 4 号

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政不服審査会委員の項を削り、同表障害者計画等策定委員会委員の項の次に次のように加える。

自殺対策計画策定委員会委員	日	5,800	
---------------	---	-------	--

別表第 1 都市再生整備計画事業評価委員会委員の項の次に次のように加える。

まちなか未来デザイン協議会委員	日	5,800	
-----------------	---	-------	--

別表第 1 スクールバス運行検討委員会委員の項を削り、同表学校給食費検討委員会委員の項の次に次のように加える。

学校給食施設在り方検討委員会委員	日	5,800	
------------------	---	-------	--

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 行政不服審査会委員等の報酬について、条例の整備を図るものである。

議第 25 号

玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」
を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 15 条の 2 給与条例第 17 条の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度
任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 17 条の規
定による勤勉手当の支給について準用する。

第 25 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、同条の次に次の
1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 25 条の 2 給与条例第 17 条の規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年
度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその
基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対
する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又
は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内のパート
タイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任
用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 か月当たりの平均額」
と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 26 号

玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例を廃止する条例の制定について

玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例を廃止する条例

玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例（令和 3 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金の設置目的を終えたため、条例を廃止するものである。

議第 27 号

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「当分」
に、「平成 32 年 3 月 31 日までに」を「放課後児童支援員としての業務に従事する
こととなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 放課後児童健全育成事業所ごとに配置しなければならない職員の要件
を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第 28 号

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成 26 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)」により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 35 条第 3 項中「同項第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 3 項中「中「利用」を「中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 29 号

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 17 年条例第 88 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号オ中「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に、
「第 28 条の 2」を「同法第 28 条の 2」に改め、「おいて」の次に「これらの規定
を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13
年法律第 31 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第30号

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例

玉名市介護保険条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「49,320円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「49,680円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「21,600円」を「20,520円」に改め、同項第2号中「36,000円」を「34,920円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「49,320円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「同項第1号から第8号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の玉名市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 3 1 号

玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「地域包括支援センター」を「法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に改め、「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「の数」の次に「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 6 条第 2 9 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）」を加え、「3 5」を「4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、「ついて」を「つき」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「、第4項」を「、第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項に」を「第7項で」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のよう

に加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「より」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第25条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

提案理由 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 3 2 号

玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援

専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第24条第3項(同条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

提案理由 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 33 号

玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成 24 年条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 65 条」を「第 65 条第 1 項」に改め、同項中第 11
号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「定期巡回・随時対応
型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、
「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず
る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒
体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること
ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され
るものをいう。第 202 条の 2 第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に
改める。

第 24 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2
号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又
は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）
を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の
心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第82号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の左欄に掲げる場合における同表の中欄に掲げる施設等」を「他の事業所、施設等」に改め、「、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を削る。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定によ

る」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関と

の間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第7号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉

施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等

を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第202条の2第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第34号

玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（」及び「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削り、「第48条第1項第3号」を「第8条第1項第3号」に改め、「をいう。第44条第6項において同じ。）」を削り、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第1号から第12号まで」を「第1号から第14号まで」に改め、同項中同号を第16号とし、第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の左欄に掲げる場合における同表の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及

び「」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第90条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 3 5 号

玉名市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市環境美化に関する条例の一部を改正する条例

玉名市環境美化に関する条例（平成 2 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内」を「本市の区域内（以下「市内」という。）」に改める。

第 2 条第 1 4 号中「及び同項第 1 1 号の 2」を「、同項第 1 1 号の 2」に改め、「規定する自転車」の次に「及び同項第 1 1 号の 3 に規定する移動用小型車」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 36 号

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例

玉名市印鑑条例（平成 17 年条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「、登録証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下この条において同じ。）（登録者が申請する場合に限る。次項及び第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「、登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第 3 項第 1 号中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第 4 項中「前項第 1 号」を「前項（第 1 号に係る部分に限る。）」に改め、同条第 6 項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 印鑑登録証明書の交付手続を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第 37 号

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例

玉名市漁港管理条例(平成 17 年条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 12 条第 1 項中「又は水面」を「若しくは水面」に改め、「受けた者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 38 号

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例

玉名市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に改め、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 3 9 号

玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

玉名市自転車等駐車場条例（平成 2 1 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「規定する自転車」の次に「、同項第 1 1 号の 3 に規定する移動用小型車」を加える。

別表中

「

玉名駅北側広場自転車等駐車場	玉名市中 4 9 番地 1 6	原動機付自転車 自転車 普通自動二輪車
玉名駅南側広場自転車等駐車場	玉名市中 4 9 番地 1 8	原動機付自転車 自転車 普通自動二輪車
新玉名駅北口広場自転車等駐車場	玉名市玉名 1 2 2 4 番地 1	原動機付自転車 自転車 普通自動二輪車
新玉名駅南口広場自転車等駐車場	玉名市玉名 1 2 2 9 番地 1	原動機付自転車 自転車 普通自動二輪車

」

を

「

玉名駅北側広場自転車等駐車場	玉名市中 4 9 番地 1 6	自転車等
----------------	-----------------	------

玉名駅南側広場自転車等駐車場	玉名市中４９番地１８	自転車等
新玉名駅北口広場自転車等駐車場	玉名市玉名１２２４番地１	自転車等
新玉名駅南口広場自転車等駐車場	玉名市玉名１２２９番地１	自転車等

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第40号

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 4 1 号

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項第 1 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第 2 号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 4 2 号

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例

玉名市水道事業条例(平成 1 7 年条例第 1 8 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「第 1 6 条の 2 第 3 項」を「第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「水道課職員」を「職員」に改める。

第 3 7 条第 2 項ただし書中「第 1 6 条の 2 第 3 項」を「第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 4 3 号

熊本広域行政不服審査会の共同設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 1 条第 1 項の機関として、熊本広域行政不服審査会を熊本市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村と共同して設置するため、別紙のとおり規約を定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 熊本広域行政不服審査会を共同して設置するためには、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第1条 熊本市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）の附属機関を、共同して設置する。

(名称)

第2条 この附属機関は、熊本広域行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

(審査会の執務場所)

第3条 審査会の執務場所は、熊本市中央区手取本町1番1号熊本市役所内とする。

(審査会の組織)

第4条 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の任命方法等)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、熊本市長が任命する。

2 熊本市長は、委員を任命したときは、その旨を関係市町村長（熊本市長を除く。第14条及び第16条第2項において同じ。）に通知する。

3 前2項の規定は、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任命について準用する。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちか

ら、熊本市長が任命する。

- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(合議体)

第8条 審査会は、会長が指名する3人以上の委員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

第9条 前条第1項又は第2項の合議体は、その合議体を構成する委員の過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 前条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 3 前条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、熊本市において行う。

(負担金)

第11条 委員の報酬その他の審査会の運営に関する関係市町村の負担金の額は、関係市町村長がその協議により定める。

- 2 関係市町村は、前項の規定による負担金を、熊本市に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町村長がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第12条 関係市町村のうち、特定の市町村が専ら当該市町村のために審査会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、これに要する経費を、前条第1項の規定による負担金とは別に、熊本市に交付するものとする。

(審査会に関する予算)

第13条 熊本市長は、第11条第1項に規定する負担金及び前条に規定する特定の事務に要する経費その他の審査会に関する予算について、熊本市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(審査会に関する決算報告)

第14条 熊本市長は、審査会に関する決算を熊本市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町村長に報告しなければならない。

(審査会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第15条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員等の身分取扱い)

第16条 熊本市は、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償その他委員及び専門委員の身分取扱いに関し必要な事項を定める条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市町村（熊本市を除く。）と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、熊本市が制定し、又は改廃したときは、熊本市長は、これを関係市町村長に通知しなければならない。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、審査会の担任する事務について必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議第 4 4 号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 新川漁港しゅんせつ工事 |
| 2 契 約 金 額 | 2 5 5, 2 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 玉名市岱明町下沖洲 8 4 4 番地
株式会社土本建設
代表取締役 土本 倫生 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 2 条の規定による。

議第45号

財産の処分について

本市は、次のとおり財産を処分する。

令和6年2月26日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

所在地 玉名市天水町小天宇上古閑2890番2 外2筆
面 積 9,343.00㎡

2 建物の表示

所在地 玉名市天水町小天宇上古閑2890番地2 外1筆

(1) 校舎・管理棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建て	1,318.00㎡
(2) 屋内運動場	鉄骨造瓦葺2階建て	846.00㎡
(3) 特別教室棟	鉄筋コンクリート造 ガルバリウム鋼板折 板葺3階建て	435.00㎡
(4) 特別教室棟	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建て	178.00㎡
(5) 倉庫	鉄筋コンクリート造 ガルバリウム鋼板折 板葺平家建て	32.00㎡
(6) プール専用付属室	鉄骨造アスファルト シングル葺平家建て	20.00㎡
(7) 便所	鉄骨造瓦葺平家建て	17.00㎡
(8) 事務室	鉄骨造アスファルト シングル葺平家建て	14.00㎡
(9) プール専用付属室	木造スレート葺平家	5.00㎡

建て

3 処分予定価格 4, 8 0 0, 0 0 0 円

4 契約の相手方 熊本市中央区新屋敷三丁目 1 番 8 号
株式会社サンナナ
代表取締役 佐藤 圭

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 3 条の規定による。

